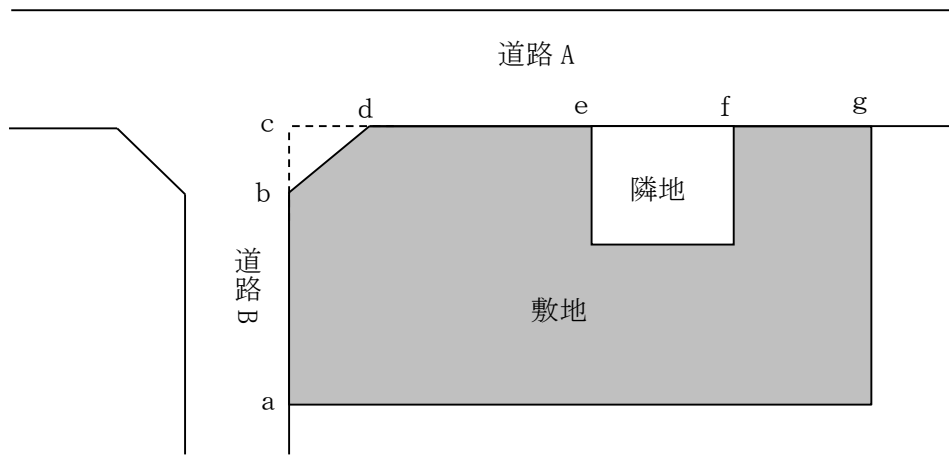


集団規定	建築物の各部分の高さ
	法第56条第2項、令第130条の12第1項第一号ロ

建築物の後退距離を算定するときの道路に面する長さの算定

下図のように、道路に面した一部に他の敷地がある（凹型敷地）場合、または、隅切りがある場合における「前面道路に面する長さ」は敷地がそれぞれの道路に接する長さの合計とする。



道路Aに接する長さ：(c～d間の長さ) + (d～e間の長さ) + (f～g間の長さ)
 道路Bに接する長さ：(a～b間の長さ) + (b～c間の長さ)

技術的助言等	
参考資料等	